

報道関係者 各位

令和3年7月21日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 片倉 和弘

(直通電話) 03-5403-2172

トールエクスプレスジャパン不当労働行為再審査事件 (令和元年(不再)第32号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 畠山 稔)は、令和3年7月20日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 組合が一定の残業を拒否する残業拒否闘争(本件拒否闘争)を開始したことに対し、会社が残業となる可能性のある業務を命じない措置(本件措置)を執ったことは、不当労働行為に当たるとされた事案 ～

会社は、組合が一定の残業を拒否する残業拒否闘争に対応するために、必要かつ相当な範囲を超えた過剰で合理性のない本件措置を執ったのであり、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

再審査申立人：トールエクスプレスジャパン株式会社(以下「会社」)(大阪府茨木市)

再審査被申立人：日本労働評議会(以下「組合」)(東京都新宿区)

II 事案の概要

- 会社では、集配業務を担当する従業員(以下「集配職」)の能率手当を算定するに当たり、賃金対象額から時間外手当相当額を控除する方法を採用していた(以下、この賃金体系を「本件賃金体系」)。組合は、本件賃金体系の是正を求めて会社と団体交渉を行ったものの、合意に至らなかったため、平成29年10月2日(以下「平成」の元号は省略)、本件拒否闘争を開始した。これに対し、同年11月1日、会社は、組合の集配職の組合員(以下「組合の組合員」)について本件措置を開始し、組合が30年1月31日に本件拒否闘争を終了するまで継続した。
- 本件は、本件措置(29年11月1日から30年1月31日まで)が組合活動を理由とする不利益取扱い及び組合の組織・運営に対する支配介入に当たるとして、救済が申し立てられた事案である。
- 東京都労委は、労働組合法(以下「労組法」)第7条第1号及び同条第3号に該当すると判断し、会社に対し、①集荷業務量の減少により減少した賃金差額相当額の支払、②文書の交付及び掲示を命じたところ、会社は、これを不服として再審査を申し立てた。

Ⅲ 命令の概要

1 主文要旨

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 本件措置は、組合の組合員全員に対し、一切の残業をさせないこととするもので、これにより、組合の組合員の賃金は減少することが見込まれ、実際に賃金は減少しており、業務上及び経済上の不利益取扱いに当たる。
- (2) 会社は、本件拒否闘争は、団体交渉を機能させるための手段という争議権保障の趣旨を逸脱する、いわゆる要求実現型ストライキであるとし、その前提に立って、当該争議行為によってもたらされる不利益を回避し事業の円滑な運営を確保するために使用者が執り得る措置には、一般的な争議行為の場合に比して広範な裁量が存すると主張する。しかし、本件拒否闘争は、本件賃金体系を是正させるという目的の実現のために組合が一部の残業を拒否するものであることから、正当な争議行為であっていわゆる要求実現型ストライキではない。
- (3) 会社は、本件措置を執った理由として、本件拒否闘争の対象の範囲が不明確であったため、組合員が集荷業務を行うことを前提に人員配置及び業務命令を行っても、当日中に集荷を行うことができずに集荷漏れが生じて顧客の信頼を失うおそれがあったことを挙げる。しかし、会社が組合に対し事前に本件拒否闘争の対象の範囲を確認しさえすれば、本件拒否闘争の対象の具体的な範囲が明確となり、これに対応して会社が執るべき措置の範囲を合理的に決めることができ、顧客の信頼を失うという問題も未然に防止することができたものと推測される。したがって、上記理由は本件措置を執ったことを正当化するものではない。
- (4) 本件措置を執った当時、組合と会社との労使関係は、本件拒否闘争をめぐって対立し、極めて緊張する関係にあった。
- (5) 以上のとおり、会社が本件措置を執ったことは、組合及び組合の組合員が労働組合の正当な行為である本件拒否闘争を行ったことを理由とする不利益取扱いに当たり、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。
- (6) 本件措置は、組合が本件賃金体系の是正を目的として行った本件拒否闘争に対する措置として執られたもので、組合の組合員の集荷業務量を減少させて一切の残業を行わせないことにより、組合の組合員に経済的な打撃を与えるばかりでなく、組合活動を萎縮させる効果もあるものといえる。実際に、会社が本件措置を執った結果、その直後に東京分会の組合員10名のうち7名が組合を脱退するなど、組合の組織に大きな打撃を与えている。以上の事情からは、会社が本件措置を執ったことは、組合の弱体化を意図してされたものと推認され、組合の運営に対する支配介入に当たり、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

【参考】

初 審 救 済 申 立 日 平成29年11月6日（東京都労委平成29年(不)第82号）
初 審 命 令 交 付 日 令和元年7月23日
再 審 査 申 立 日 令和元年7月25日